

東京都在宅介護・医療協働推進部会委員名簿

氏名	所属
秋山 正子	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション 統括所長
河原 加代子	東京都立大学健康福祉学部看護学科 教授
葛原 千恵子	国立市地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
相田 里香	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
佐川 きよみ	公益社団法人東京都看護協会 常務理事
篠原 かおる	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 会長
白井 淳子	新宿区健康部参事（地域医療・歯科保健担当）
鈴木 央	鈴木内科医院 院長
田尻 久美子	株式会社カラース代表取締役 介護福祉士・介護支援専門員・保育士
羽石 芳恵	株式会社モート ケアプランみちしるべ 主任介護支援専門員・看護師
平原 優美	公益財団法人日本訪問看護財団立 あすか山訪問看護ステーション 統括所長
山田 雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授

※敬称略、五十音順

【幹事】

道傳 潔	東京都保健医療局医療政策部地域医療担当課長
大村 顕子	東京都保健医療局医療政策部医療人材課長
西川 篤史	東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長
大竹 智洋	東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長

【オブザーバー（東京都在宅療養推進会議 会長）】

新田 國夫	医療法人社団つくし会 理事長
-------	----------------

東京都在宅療養普及事業実施要綱

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号

第 1 目 的

本事業は、急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応し、限られた医療資源を有効に活用しながら、都民が身近な場所で安心して適切に在宅療養を受けることができる仕組みの構築を検討することにより、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図ることを目的とする。

第 2 事業内容

- 1 東京都在宅療養推進会議の設置
- 2 在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事業

第 3 東京都在宅療養推進会議の設置

- 1 目的
地域における在宅療養に関する行政、関係機関・団体及び都民等の役割分担を明らかにして連携を強化し、もって在宅療養の推進を図るため、東京都在宅療養推進会議を設置する。
- 2 協議内容
次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 都と区市町村、医療・介護関係者、団体及び都民等の役割分担や連携に関する事項
 - (2) 地域における先駆的な取組等についての検証及び区市町村の主体的な取組を促進するための方策に関する事項
 - (3) 都民及び医療従事者に対する在宅療養に係る普及啓発に関する事項
 - (4) その他、在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事項
- 3 委員の構成
在宅療養に係る専門家、学識経験者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、区市町村職員、東京都職員、その他保健医療局長が必要と認める者から構成し、保健医療局長が委嘱又は任命する。
- 4 その他
東京都在宅療養推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

東京都在宅療養推進会議の運営に係る細目

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号
改正	令和 5 年 6 月 30 日付	5 福保医政第 646 号

第 1 目的

この細目は、東京都在宅療養普及事業実施要綱（平成 22 年 6 月 16 日付 22 福保医政第 95 号。以下「要綱」という。）に基づき設置する東京都在宅療養推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 委員の任期

委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 会長

- 1 推進会議には会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

なお、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が委員のうちから指名する者が代理する。

第 4 部会

- 1 推進会議には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
- 2 部会は、推進会議の委員のうちから会長が指名する者若しくは会長が指名する者のうちから保健医療局長若しくは福祉局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- 3 前項の部会のみ属する委員の任期は、第 2 に準ずるものとする。

第 5 部会長

- 1 部会には部会長を置く。
- 2 部会長は、会長の指名により選任する。
- 3 部会長は、部会を統括する。

第 6 招集等

- 1 推進会議及び部会は会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて推進会議及び部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第 7 会議の公開等

- 1 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数で議決し

た場合に限り、必要な条件を付すことができる。

第8 庶務

推進会議の庶務は、保健医療局医療政策部医療政策課及び福祉局高齢者施策推進部企画課において処理する。

第9 委員への謝礼の支払

推進会議及び部会に出席した委員及び第6の(2)に掲げる者の推進会議及び部会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した推進会議及び部会への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

附 則

この細目は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年度 東京都在宅介護・医療協働推進部会の設置について

■ 設置目的

○ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における介護・医療の関係機関が協働して在宅介護・医療を一体的に提供することが必要である。

○ そこで在宅療養推進会議の下に本部会を設置し、これまで実施してきた訪問看護の推進策に加え、多角的・総合的な取組について検討・評価を行う。

■ 経緯

○ 平成24年度 東京都訪問看護支援検討委員会での検討

○ 平成25年度 訪問看護推進部会の開始

訪問看護推進総合事業の開始

○ 平成30年度 看多機推進の取組を開始

○ 令和3年度 部会の名称を在宅介護・医療協働推進部会に変更

介護医療連携推進の取組を開始



訪問看護の推進に加え、看多機の推進や介護医療連携の推進を含めた、在宅介護・医療を一体的に提供する体制づくりについて検討

■ 令和5年度 スケジュール(案)

時期	回数	主な検討事項等
7月	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度実施事業について 今後の事業の検討について(案)
2月頃	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度のまとめ(各事業の評価等) 令和6年度実施事業について

■ 令和5年度 委員等名簿

氏名	所属
秋山 正子	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション 統括所長
河原 加代子	東京都立大学健康福祉学部看護学科 教授
葛原 千恵子	国立市地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
相田 里香	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
佐川 きよみ	公益社団法人東京都看護協会 常務理事
篠原 かおる	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 会長
白井 淳子	新宿区健康部参事(地域医療・歯科保健担当)
鈴木 央	鈴木内科医院 院長
田尻 久美子	株式会社カラース代表取締役 介護福祉士・介護支援専門員・保育士
羽石 芳恵	株式会社モートケアプランみちしるべ 主任介護支援専門員・看護師
平原 優美	公益財団法人日本訪問看護財団立 あすか山訪問看護ステーション 統括所長
山田 雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授

※敬称略、五十音順

【幹事】

道傳 潔	東京都保健医療局医療政策部地域医療担当課長
大村 顕子	東京都保健医療局医療政策部医療人材課長
西川 篤史	東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長
大竹 智洋	東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課長

【オブザーバー(東京都在宅療養推進会議 会長)】

新田 國夫	医療法人社団つくし会 理事長
-------	----------------

訪問看護人材確保育成事業

1 地域における教育ステーション事業

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施

令和4年度実施状況 指定教育ステーション数 13か所

■ステーション体験・研修の受入

	人数	日数
他S T勤務者	40人	126.5日
医療機関等	80人	108日
離職者	26人	64日
その他	5人	15日
合計	151人	313.0日

- 勉強会 95回/2,534人
- 医療機関での訪問看護師研修 4医療機関/8人
- 介護医療連携研修 31人参加
- その他の取組
 - ・地域のステーションからの相談対応

2 訪問看護人材確保事業

看護職等に訪問看護の実際や重要性、魅力をPRし人材の供給を促すための講演会やシンポジウム等を開催

令和4年度実施状況

■講演会「時代は今！訪問看護」

日時：12月3日（土）※オンライン開催
参加人数：157人（参加申込者208人）
（看護職、医療職、介護福祉職、学生等）

＜開催内容＞

- ・基調講演『訪問看護が求められる理由』
あすか山訪問看護ステーション 統括所長 平原 優美 氏
- ・シンポジウム
「新卒で訪問看護に挑戦！」 榊原 大志 氏
「訪問看護でキャリアアップをめざす！」 竹森 志穂 氏
「地域に根差した訪問看護ステーションを！」 岡田 千津 氏
- ・ミニ相談会
①子育て・介護中のあなたと ②新卒で訪問看護をしたいあなたと

3 管理者・指導者育成事業

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

令和4年度実施状況

※全てオンラインで実施

■管理者指導者育成研修

- ・育成定着推進コース（各2日） 令和4年12月実施（1日）
5月、6月、11月 実施 修了者合計112人/予算規模144人 修了者40人
- ・基礎実務コース、経営安定コース（各1日）（訪問看護、看多機等管理者、関係者）
11月、12月 実施 修了者合計137人/予算規模166人

■看多機実務研修

4 認定訪問看護師資格取得支援事業

訪問看護ステーション看護師の認定看護師資格取得に係る経費を補助

対象分野：
訪問看護、皮膚・排泄ケア、
認知症看護、緩和ケア

令和4年度実施状況

＜実績内訳＞

- ・令和4年資格取得者 3事業所（3名）
- ・令和5年資格取得予定者 3事業所（3名）
- ・令和6年資格取得予定者 4事業所（4名）

5 在宅介護・医療協働推進部会

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的に在宅療養の推進を検討

令和4年度実施状況 開催：7月、2月 ※全てオンライン

6 訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業

看護職の外部研修参加や産休・育休・介休取得時の代替職員雇用経費を補助

令和4年度実施状況

- ・研修代替 1事業所 / 予算規模 3事業所
- ・産休等代替 10人 / 予算規模 15人

7 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

事務職員未配置の訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用する場合の経費を補助

令和4年度実施状況

35事業所 / 予算規模 26事業所

8 新任訪問看護師育成支援事業

管理者等が都の定める研修（※）を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助
（※）管理者・指導者育成事業における「育成定着推進コース」

令和4年度実施状況

13人（うち、新卒5人） / 予算規模43人

9 看護小規模多機能型居宅介護に係る連絡会

区市町村の看護小規模多機能型居宅介護への理解を促進するとともに、看護小規模多機能型居宅介護事業所に対し情報共有の機会を提供し安定的な運営を図るため、連絡会を実施

令和4年度実施状況

■区市町村担当者向け連絡会

日時：令和5年3月14日（火）
場所：Microsoft Teamsによる
オンライン開催
参加人数：33事業所

＜開催内容＞

- ・看多機運営の実際①あい看護小規模多機能型施設ほたる
社会医療法人 河北医療財団 多摩事業部 地域包括ケア部
看護小規模多機能型居宅介護サービス担当 科長 三浦 未来 氏
- ・看多機運営の実際②ペンギンステイ南町田
社会医療法人社団 正志会 看護小規模多機能型居宅介護事業所
ペンギンステイ南町田 管理者 臼井 豊子氏 ほか4名

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における介護・医療の関係機関が協働して在宅介護・医療を一体的に提供することが必要
- H25年度から実施してきた訪問看護の推進に加え、介護医療連携の推進や看多機の推進を含む、多角的・総合的な取組を実施

施策の方向性

【訪問看護の推進】◇

訪問看護ステーションの安定的な運営のため看護職の確保・育成・定着の支援策を実施

【介護医療連携の推進】◇

在宅における介護職と医療職の円滑な連携・協働を推進するための研修等を実施

【看多機の推進】◆

看多機への参入と安定的な運営を促進するため、研修等を実施

令和5年度の取組

(◇) 訪問看護の推進 (◇) 介護医療連携の推進 (◆) 看多機の推進 【】当初予算/規模

1 訪問看護人材確保育成事業

(1) 地域における教育ステーション事業 (◇◇) 【47,039千円/13箇所】
 育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、地域の訪問看護人材の育成支援や介護医療連携等の以下取組を実施

- 訪問看護ステーション体験・研修（同行訪問等）
- 地域の医療機関等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修
- 訪問看護師確保のための取組（就業相談や人材育成の相談等）
- 訪問看護師の育成・定着や地域連携の強化に関する取組（勉強会等）
- 地域の訪問介護事業所との間での同行訪問等による研修（介護医療連携研修）

(2) 管理者・指導者育成事業 (◇◆) 【9,954千円/359人】
 訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

- ・基礎実務コース（対象：新たに管理者・指導者となった方等） 定員92人
- ・経営安定コース（対象：管理者の経験が浅い方等） 定員92人
- ・育成定着推進コース（対象：人材育成等について学びたい方等） 定員144人
- ・看護小規模多機能型居宅介護実務研修（対象：看多機の開設を検討している訪問看護ステーション管理者、看多機管理者等） 定員31人

(3) 訪問看護人材確保事業 (◇) 【4,138千円/1回】
 看護職等に訪問看護の重要性や魅力をPRするための講演会等の実施

(4) 認定訪問看護師資格取得支援事業 (◇) 【7,963千円】
 訪問看護ステーション看護師の認定看護師（訪問看護、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア）資格取得に係る経費を補助

(5) 在宅介護・医療協働推進部会 (◇◇◆) 【707千円】
 東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的な在宅療養の推進を検討

2 訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業 (◇) 【19,154千円】
 常勤の看護職員が研修受講や産休・育休・介休等を取得する際の代替職員の確保に要する経費を助成することで、訪問看護師の勤務環境の向上や定着推進を図る

3 新任訪問看護師育成支援事業 (◇) 【13,047千円/21人】
 管理者等が都の定める研修（※）を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助
 （※）管理者・指導者育成事業における「育成定着推進コース」

4 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業 (◇) 【22,300千円/26事業所】
 事務職員未配置の訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用する場合の経費を助成することで、看護職員が専門業務に注力できる環境の整備を図る

5 看護小規模多機能型居宅介護に係る連絡会 (◆)
 区市町村の看多機への理解促進及び看多機事業所同士の情報共有のための連絡会を実施し、看多機の安定的な運営を図る。

6 いまいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 (◇) 【25,920千円】
 「在宅療養支援のためのシミュレーション教育プログラム(仮)」を策定し、訪問看護人材の育成を支援

7 訪問看護オンデマンド研修事業動画公開 (◇)
 訪問看護師が限られた時間を効率的に活用してスキルアップできるよう研修動画を配信

【現状と課題】

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における介護・医療の関係機関が協働して在宅介護・医療を一体的に提供することが必要
- 要介護高齢者等の在宅療養生活において重要な役割を担う訪問看護ステーションの重要性は、今後も高まっていく
- 安定的なサービス提供のためには、人材育成体制の整備や勤務環境の向上を図ることが重要

【施策の方向】

- 訪問看護ステーションの安定的な運営のため、訪問看護職員の確保・育成・定着の支援策を引き続き実施
- 人材育成体制の整備や勤務環境の向上のため、管理者等への研修やステーションの運営を支援
- 訪問看護ステーションが機能強化・多機能化することにより、地域における介護と医療の協働・連携が推進されるよう支援

【各事業について】 ● : 検討事項

1 訪問看護人材確保育成事業

(1) 地域における教育ステーション事業【確保・育成・定着】

- ・地域の中で教育ステーションとして定着
- ・13か所体制となった年度に比べST数が1.5倍増加
- より身近な地域でステーション体験・研修(同行訪問)ができるように、教育ステーションの指定数を増やしてはどうか
- 効果的な取組である『訪看ST体験・研修(同行訪問)』を主軸とし、取組内容を整理してはどうか

(2) 管理者・指導者育成事業【育成・定着】

- ・コース：基礎実務、経営安定、育成定着推進、看多機実務

(3) 訪問看護人材確保事業【確保】

- ・訪問看護の重要性や魅力をPRするための講演会

(4) 認定訪問看護師資格取得支援事業【育成】

- 新たに、特定行為研修の修了に係る経費を補助対象としてはどうか

(5) 在宅介護・医療 協働推進部会

- ・東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的な在宅療養の推進を検討

2 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業【定着】

- ・特に研修代替の利用は低調。新任職員の同行訪問に係る代替職員の申請に限られてきている。
- 研修代替は、新任職員の同行訪問に係る代替職員の雇用経費の支援に限定し、「新任訪問看護師育成支援事業」に移管してはどうか。

3 新任訪問看護師育成支援事業【育成】

- 新任職員の同行訪問に係る代替職員の雇用経費を支援してはどうか

4 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業【運営支援】

- より安定的な運営を支援するため、管理者研修の基礎実務または経営安定コースの受講を要件としてはどうか

5 看護小規模多機能型居宅介護に係る連絡会

- ・R5年度も開催予定(R6年3月頃を予定)

6 いまいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業【育成】

7 訪問看護オンデマンド研修事業動画公開